

○防災科学技術研究所利益相反マネジメント規程

(平成 23 年 9 月 30 日 23 規程第 39 号)

改正 平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 66 号 平成 28 年 3 月 31 日 28 規程第 74 号
平成 28 年 6 月 20 日 28 規程第 99 号 令和 2 年 6 月 25 日 2 規程第 26 号
令和 3 年 10 月 28 日 3 規程第 35 号 令和 6 年 9 月 26 日 6 規程第 72 号
令和 8 年 2 月 26 日 8 規程第 3 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所利益相反に関する方針(令和 3 年 10 月 28 日)に基づき、国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)における産学官連携活動等の推進を図るにあたり、研究所における利益相反マネジメントに関する体制を整備することにより、研究所の公平性及び社会的信頼を確保するために必要な事項を定めるとともに、研究所の職員等が安心して産学官連携に取り組める体制を整備することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において用いる語句の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成 11 年法律第 174 号)第 8 条に定める役員

イ 防災科学技術研究所就業規則(18 規則第 1 号)第 1 条第 2 項、国立研究開発法人防災科学技術研究所高度専門職型職員就業規則(4 規則第 7 号)第 1 条、国立研究開発法人防災科学技術研究所所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員就業規則(18 規則第 2 号)第 1 条及び第 5 条、防災科学技術研究所任期付職員規程(18 規程第 3 号)第 1 条に定める者

(2) 企業等 企業、国もしくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

(3) 産学官連携活動等 次に掲げる行為をいう。

ア 共同研究、委託研究、受託研究等、他の法人、企業等と連携して行う研究その他の活動(依頼出張、委託調査、技術コンサルタント等を含む。)

イ 研究所が随意契約により行う物品購入、役務購入等

ウ 研究所が行う研究所の職員等並びに利益相反マネジメント委員会が指定する者が権利者又は発明者である知的財産権の技術移転(実施許諾を含む。)

エ 研究所が受ける寄付金、設備、物品等の供与

オ 研究所が行う研究所の施設、設備等の提供

カ 研究者(客員研究員、ポストドク等)の受入れ

キ 防災科学技術研究所出資業務実施規程(3 規程第 7 号)により行う出資及び出資により取得した株式等の処分

ク その他利益相反マネジメント委員会が必要と認める行為

(4) 経済的利益 次に掲げるものをいう。

ア 兼業報酬、謝金等

イ 実施料収入（実施補償金を除く。）

ウ 寄付金又は物品等の提供

エ 株式等の取得（未公開株、新株予約権及び公開株式の 5%以上を取得すること、持株会社への出資を行うことをいう。）

(5) 利益相反 次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 狭義の利益相反 産学官連携活動等に伴い、職員等が、その相手方から経済的利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して、相手方に有利になるよう取り計らうこととなるなど、自己又は相手方の利益を優先することによって研究所の利益が損なわれるか、または損なわれるように見える状態

イ 責務相反 職員等が兼業活動等により研究所以外の組織に職務遂行責任を負っていて、研究所における職務遂行責任と、研究所以外の組織に対する職務遂行責任が両立しえない状態

ウ 広義の利益相反 ア及びイに定めるもののほか、発生する利害関係のマネジメントを適切に行わなければ、研究開発等の業務及び研究所の運営において公平性又は中立性が損なわれる可能性がある状態

エ 組織としての利益相反 研究所が産学官連携活動等の相手方から得る利益、便益又は産学官連携活動等に伴う責務と、研究所の社会的責任又は公共の利益が相反している、または相反しているように見える状態

(利益相反マネジメントの基本方針)

第 3 条 研究所は、研究開発等の業務及び研究所の運営を公平かつ効率的に行うため、研究所の職員等の利益相反に関する弊害を未然に防止するとともに、万一弊害が生じた場合には、迅速に解決のための措置を講じるなど、適切に利益相反マネジメントを行うことにより社会的信用及び名誉の保持に努めるものとする。

2 職員等は、研究開発等の業務及び研究所の運営を行う上で、利益相反による弊害を生じないよう努めなければならない。

3 クロスアポイントメント制度に関する規程に基づき、クロスアポイントメント制度の適用を受ける職員等に対しても、必要に応じ、利益相反マネジメントを行うものとする。

第 2 章 体制

(設置)

第 4 条 研究所に、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を調査又は審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る施策の立案及び実施状況に関すること
- (2) 現に生じ、または生じると予想される利益相反の是正、改善等の勧告に関すること
- (3) その他、委員会が必要と認める事項に関すること。

(構成・任期)

第6条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- 2 委員長は、理事長が指名した者とする。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 委員は、理事長が指名した者とする。
- 5 委員の任期は、原則として2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催及び議決)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、当該委員会に属する委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、委員長が必要と認める場合には、書面、電子メール又はその他の電子的手段によって開催することができる。
- 4 委員会において議決を行う必要があるときは、委員の3分の2以上の出席者をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会には、必要に応じて委員以外の職員及び外部の学識経験者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 6 委員会は、第5条各号に掲げた審議事項に関し議決したときは、委員長は、その内容について理事長に報告しなければならない。
- 7 委員会には、ワーキンググループ等を設置することができる。

(利益相反マネジメント・アドバイザー)

第8条 研究所に、委員会のアドバイザー及び職員等の利益相反に関する相談役として、利益相反マネジメント・アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置することができる。

- 2 アドバイザーは、利益相反マネジメントに係る専門的な知識を有する外部有識者(弁護士等)をもって、委嘱する。
- 3 アドバイザーの任期は、原則として2年とし再任を妨げない。
- 4 アドバイザーは、委員会または職員等の求めに応じ、利益相反に関する専門的見地からの助言を行うことを主たる業務とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究インテグリティ・法務・コンプライアンス室が行う。

第3章 手続等

(自己申告書の提出)

第10条 産学官連携活動等の相手方との間で職員等に経済的利益が生じる場合、若しくは職員等が経済的利益を得ている相手方との間で産学官連携活動等を行う場合、または第2条第5号ウに定める広義の利益相反に関するものとして委員会から求められた場合には、職員等は、委員会に自己申告書(別紙様式1)を提出しなければならない。

2 自己申告書を提出した職員等(以下「自己申告者」という。)は、該当する期間、定期的(年1回)に自己申告書を提出しなければならない。

(職員等による相談)

第11条 職員等は、委員会またはアドバイザーに対し、利益相反に関する事項について相談することができる。

(委員会による調査)

第12条 委員会は、提出された自己申告書について、当該行為が利益相反に当たるかを判断し、利益相反に該当する場合は、当該状態による弊害の有無を調査する。

2 委員会は、自己申告者に対し、特に必要があると認めるときは、ヒアリングを実施し、利益相反による弊害の有無を調査する。

3 アドバイザーは、委員会の依頼を受けて、当該職員等に対するヒアリングに同席することができる。

4 委員会は、調査結果について自己申告者に通知する。

5 委員会は、自己申告書が提出されていない場合であっても、特に必要があると認めるときは、本条に定める方法により調査を行うことができる。

(委員会による是正及び勧告)

第13条 委員会は、前条による調査の結果、利益相反による弊害が生じている状況にある、または今後その状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該活動の是正、改善または中止の勧告を行うことができる。

2 委員会は、自己申告者に対し、勧告に係る措置に関する報告を求める。

(再調査の申し立て)

第14条 自己申告者は、前条第1項の勧告に対し異議があるときは、委員会に対し、再調査の申し立てをすることができる。

2 委員会は、前項の申し立てを受けた場合、速やかに理事長に対し再調査の申し立てがあったことを報告し、当該事案に関する再調査を行うとともに、委員会の勧告の是非について理事長の判断を仰がなければならない。

3 理事長は、自己申告者の申し立て及び委員会の再調査結果に基づき、委員会の勧告が妥当であるかを判断し、必要があると認めた場合は、委員会による勧告を取り消すものとする。

(研修の実施)

第15条 研究所は、職員等に対して、利益相反マネジメントの重要性の周知と利益相反への適切な対処に必要な研修を行うものとする。

第4章 組織としての利益相反マネジメント

(組織としての利益相反マネジメントの対象)

第16条 組織としての利益相反マネジメントは、次に掲げる産学官連携活動等を対象として行うものとする。

- (1) 研究所が防災科学技術研究所出資業務実施規程(3規程第7号)に基づき、出資による株式等の保有を行う企業等と行う産学官連携活動等
- (2) 役員その他産学官連携活動等の意思決定に関与する役職員等が、個人的利益を保有する企業等と行う産学官連携活動等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める企業等と行う産学官連携活動等

(組織としての利益相反マネジメントに係る調査)

第17条 理事長は、組織としての利益相反の状況について把握するために必要な調査を行うものとする。

(組織としての利益相反に関する措置等)

第18条 理事長は、前条の調査を行った結果、組織としての利益相反にあるまたは利益相反に陥る可能性があるとき、必要な措置について、委員会に諮問するものとする。

- 2 委員会は、前条の規定により諮問を受けたときは、利益相反の状況を調査または審議し、必要と認める場合には、理事長に対し、利益相反の是正改善等に関し答申を行う。
- 3 理事長は、前項の答申を受けたときは、当該答申を踏まえた措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

(秘密保持)

第19条 研究所は、本規程の定めにより得られた業務上の情報並びに利益相反にかかる当事者及び関係者の個人情報について、研究所の規定に基づき適切に取り扱わなければならない。

- 2 研究所は、前項に定める情報について保有を継続する必要性がないと判断した場合は、速やかにそれらの情報を処分しなければならない。

(守秘義務)

第20条 研究所は、アドバイザーの委嘱にあたり、アドバイザーに対し守秘義務を遵守するよう求めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年9月30日から施行する。

附 則(平成27年4月1日 27規程第66号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日 28規程第74号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月20日 28規程第99号)

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

附 則(令和2年6月25日 2規程第26号)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年10月28日 3規程第35号)

この規程は、令和3年10月28日から施行する。

附 則(令和6年9月26日 6規程第72号)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和8年2月26日 8規程第3号)

この規程は、令和8年2月26日から施行する。

別紙様式1

国立研究開発法人防災科学技術研究所利益相反自己申告書

国立研究開発法人防災科学技術研究所利益相反自己申告書

[別紙参照]